

(様式 1-3)

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	復興道路整備事業 ((都)関田江栗線)	事業番号	D-1-4
交付団体	いわき市	事業実施主体 (直接/間接)	直接		
総交付対象事業費	153,545 (千円)	全体事業費	123,600 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災により広域かつ甚大な津波被災を受けた錦町の沿岸市街地の復興に向け、津波被災地区の避難路として、当地区の避難所や津波被害を免れた既成市街地(錦町)及び国道6号とを接続する道路(都市計画道路)を整備するものである。</p> <p>道路整備は完了しているが、隣接するほ場整備事業(錦・関田地区)の確定測量完了後、県との間で精算することとしていたが、「いわき市財務規則」において、支払いについては登記完了のちに実施することとなっていることが判明したため、ほ場整備事業の登記完了(≒事業完了)時期であるR3.2まで事業期間を延伸する。</p> <p>『市復興事業計画』</p> <p>取組名 : 主要市道等の整備</p> <p>取組内容 : 津波被災地区と避難所や安全な既成市街地を結ぶ避難道路を整備する。</p> <p>【事業間流用による経費の変更】(平成28年10月13日)</p> <p>流用先 : D-1-3 復興道路整備事業 (沼ノ内・薄磯線)</p> <p>流用額 : (H24) 17,000 千円 (国費 : 13,175 千円)、(H25) 10,000 千円 (国費 : 7,750 千円)、(H26 特) 2,945 千円 (国費 : 2,282 千円)【工事費等】</p> <p>流用後交付対象事業費 : 123,600 千円 (国費 : 95,790 千円)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成24年度></p> <p>調査・設計・委託、用地買収</p> <p><平成25年度></p> <p>移転補償、用地買収</p> <p><平成26、27年度></p> <p>工事</p> <p><令和2年度></p> <p>精算</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>いわき市南部の沿岸部に位置する錦町須賀地区は、東日本大震災における津波により1名の犠牲者を出し、家屋については流出を含め約100棟の家屋が津波被災を受けた地区である。また、この他に周辺の錦町台、入原地区等も津波で浸水したが、内陸部へと接続する現市道は狭隘かつ通行制限があることから津波発生の避難時には渋滞が発生した。</p> <p>当該路線は、錦町須賀地区の西側に位置する都市計画道路であり、(都)須賀三枚箆線とあいまって、被災3地区の避難路として地区の避難所である錦東小学校や既成市街地とを結ぶ道路として重要な役割を果たすものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	127	事業名	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	事業番号	E-1-1
交付団体	いわき市	事業実施主体 (直接/間接)	いわき市 (直接)		
総交付対象事業費	404,825 (千円)	全体事業費	404,825 (千円)		
事業概要					
<p>震災により家屋再建が必要といった大きな被災を受けた方に対し、合併処理浄化槽の設置・切替え費用の一部を補助し、本市の復興・被災者支援を促進するもの。</p> <p>なお、第26回申請においては、実績及び再建意向調査等に基づき、事業期間を令和2年度まで延長し、令和2年度不足分を申請するもの。</p> <p>【対象地区】</p> <p>○市沿岸域・中山間地域等の浄化槽区域 (公共下水道・農業集落排水施設・地域汚水処理施設共用開始区域、公共下水道事業計画区域を除いた区域)</p> <p>【対象者】</p> <p>○東日本大震災により、家屋の再建が必要といった大きな被災を受けた方で、次の方を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・居住する住宅の新築・建替えが必要となり、これに伴い合併処理浄化槽を設置する方・居住する住宅の大規模補修 (新築・建替えは伴わない) が必要となり、これに伴い既存の浄化槽や汲取り便槽を撤去し、新たな浄化槽に切替える方 <p>【復興ビジョン】</p> <p>○取組の柱3 社会基盤の再生強化</p> <p>趣旨：災害に強い社会資本を整備するとともに、被害の大きかった沿岸域等について地域特性に応じた再生を図るなど、新たな浄化槽に切替える方</p> <p>【復興事業計画】</p> <p>○取組の柱3 社会基盤の再生・強化 (1) 生活基盤の再生</p>					
当面の事業概要					
<p>【第26次申請額】</p> <p>設置 60 基 (新築・建替 60 基)、交付対象事業費 23,255 千円</p> <p>※令和2年度に見込まれる設置基数は 192 基であり、このうち既配分で 132 基を設置できることから、残りの 60 基を今回申請するもの。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>本事業で対象とする浄化槽区域内 (下水道・農業集落排水・地域汚水処理施設共用開始区域、下水道事業計画区域を除いた区域) で被災された方は、公費で下水道の復旧が行われる市街地の方と異なり、自ら浄化槽の設置等を行わなくてはならないため、本事業のような支援制度が不可欠である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
無					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	173	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業		事業番号	D-5-1
交付団体	いわき市		事業実施主体 (直接/間接)		いわき市 (直接)	
総交付対象事業費	1,923,399 (千円)		全体事業費		5,912,368 (千円)	
事業概要						
1 災害公営住宅の整備方針 東日本大震災により住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために約1,500戸の災害公営住宅を整備する。						
2 災害公営住宅家賃低廉化事業の概要						
① 近傍同種家賃に対して、入居者の収入に応じて低廉な家賃を設定し、災害公営住宅入居者の家賃負担の軽減を行う。						
② 入居実績に基づき、全整備戸数1,513戸のうち収入が高い及び空室のため補助対象とならない253戸を除く1,260戸のうち、5年目を超えない440戸について、近傍同種家賃と入居者の家賃との差額により算出したもの。						
③ 事業費の算定については、別紙基礎資料のとおり						
④ 年度別事業費 (単位:千円)						
		令和2年度		※事業調書における申請額を記載		
第26次申請事業費		373,792		交付対象事業費 353,335千円より既配分残額 △20,457千円を差し引いた 373,792千円		
対象団地		四沢団地外7団地				
3 いわき市復興計画における位置づけ						
『市復興計画』						
取組名: 取組の柱1 被災者の生活再建 住宅に係る支援 災害公営住宅の整備						
取組内容: 東日本大震災により、住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために低廉な家賃で入居できる災害公営住宅を整備し生活再建を支援する。						
<事業間流用による経費の変更>						
【他事業より流用】(平成28年10月13日)						
流用元: D-4-1 災害公営住宅整備事業 (久之浜)						
流用額: 【H24】574,285千円 (国費: 502,499千円) 【工事費】						
流用元: D-4-4 災害公営住宅整備事業 (平薄磯)						
流用額: 【H24】1,284,220千円 (国費: 248,692千円)、(H25)1,000,000千円 (国費: 875,000千円) 【工事費等】						
流用後交付対象事業費: 3,781,844千円 (国費: 3,309,111千円)						
【他事業より流用】(平成30年1月17日)						
流用元: D-4-7 災害公営住宅整備事業 (小名浜)						
流用額: 【H24】615,213千円 (国費: 538,311千円)、【H26】117,123千円 (国費: 102,483千円)、【H27】145,265千円 (国費: 127,107千円) 【工事費】						
流用元: D-4-10 災害公営住宅整備事業 (勿来関田)						
流用額: 【H26】345,898千円 (国費: 310,535千円) 【工事費】						
流用後交付対象事業費: 5,014,343千円 (国費: 4,387,547千円)						
【他事業より流用】(平成31年1月11日)						
流用元: F-2-1-1 市街地復興効果促進事業						
【H31】524,233千円 (国費: H25繰越予算458,703千円)						
流用後交付対象事業費: 5,538,576千円 (国費: 4,846,250千円)						
【他事業より流用】(令和2年1月10日)						
流用元: F-2-1-1 市街地復興効果促進事業						
【H31】373,792千円 (国費: H25繰越予算327,068千円)						
流用後交付対象事業費: 5,912,368千円 (国費: 5,173,318千円)						
当面の事業概要						

<p><平成 25 年度> 事業費 1, 188 千円 事業内容：近傍同種家賃と入居者の収入に応じた低廉な家賃との差額分</p> <p><平成 26 年度> 事業費 357, 732 千円 事業内容：近傍同種家賃と入居者の収入に応じた低廉な家賃との差額分</p> <p><平成 27 年度> 事業費 870, 109 千円 事業内容：近傍同種家賃と入居者の収入に応じた低廉な家賃との差額分</p> <p><平成 28 年度> 事業費 1, 220, 519 千円 事業内容：近傍同種家賃と入居者の収入に応じた低廉な家賃との差額分</p> <p><平成 29 年度> 事業費 1, 186, 891 千円 事業内容：近傍同種家賃と入居者の収入に応じた低廉な家賃との差額分</p> <p><平成 30 年度> 事業費 1, 117, 933 千円 事業内容：近傍同種家賃と入居者の収入に応じた低廉な家賃との差額分</p> <p><平成 31 年度> 事業費 804, 661 千円 事業内容：近傍同種家賃と入居者の収入に応じた低廉な家賃との差額分</p> <p><令和 2 年度> 事業費 353, 335 千円 事業内容：近傍同種家賃と入居者の収入に応じた低廉な家賃との差額分</p>						
<p>東日本大震災の被害との関係</p> <p>本市は、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、平成 25 年 6 月 20 日時点で約 8,000 棟近い建物が全壊となっている。このため、住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために災害公営住宅を約 1,500 戸整備することとしている。</p>						
<p>関連する災害復旧事業の概要</p> <p>なし</p>						
<p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>						
<p>関連する基幹事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付団体</td> <td></td> </tr> </table>	事業番号		事業名		交付団体	
事業番号						
事業名						
交付団体						
<p>基幹事業との関連性</p>						

(様式 1-3)

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	209	事業名	津波災害時の自動車避難対策推進事業	事業番号	◆D-20-2-10
交付団体	いわき市		事業実施主体 (直接/間接)	直接	
総交付対象事業費	0 千円		全体事業費	56,781 千円	
事業概要					
<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、津波災害時における避難方法については「原則徒歩」として避難訓練等の実施を通じて市民へ周知してきたところであるが、平成 28 年 11 月 22 日、本県に東日本大震災後初となる津波警報が発表された際、自動車避難による交通渋滞が大きな課題となったことから、本市では平成 29 年 1 月 12 日に市防災会議の下部組織として「津波災害時における自動車避難検討部会」を設置し、自動車による避難の在り方について検討を行い、平成 29 年 8 月、「津波災害時における自動車による避難ガイドライン」を策定したところである。</p> <p>本事業は、当ガイドラインの中で定めた短期的及び長期的対策のうち、平時から沿岸部住民に対して津波浸水想定区域及び浸水深の周知徹底や、自動車で避難せざるを得ない市民や道路に不案内な観光客等への浸水想定区域外への速やかな移動を示すことを目的に、自動車運転者でも視認できる避難誘導サインを整備するものである。</p> <p>平成31年度は、前年度の実施事業に基づき、避難誘導サインの設置を行う予定であったが、平成31年3月20日（水）に福島県が津波浸水想定を発表し、前年度に想定していた津波の浸水域に変更が生じたことから、前年度に選定した避難誘導サインの設置箇所にも再検討が必要となったことに加え、台風19号等による災害対応業務により、事業完了時期をR2年3月からR2年8月に延伸する。</p>					
残事業費を既配分予算の流用により充当することで、効率的な予算執行を図るため、					
【事業間流用による経費の変更】(平成 30 年 1 月 17 日)					
◆D-20-2-8 移動系防災行政無線整備事業より、20,877 千円 (国費 : H26 予算 16,701 千円) を流用。これにより、流用後交付対象事業費は 20,877 千円 (国費 : 16,701 千円) に増額。					
【事業間流用による経費の変更】(平成 31 年 1 月 11 日)					
★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より、35,904 千円 (国費 : H27 特予算 28,723 千円) を流用。これにより、流用後交付対象事業費は 56,781 千円 (国費 : 45,424 千円) に増額。					
当面の事業概要					
○平成 30 年度 : 20,877 千円 (避難誘導サインの表示内容の検討・決定、設置箇所の調査・決定) ○平成 31 年度 ~ 令和 2 年度 : 35,904 千円 (避難誘導サイン設置)					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災後、地域防災計画を大幅に見直す中で、津波災害時における避難方法については「原則徒歩」とし、自動車での避難については、最寄りに高台がない地区や避難行動要支援者などの徒歩避難困難者に限定することと規定したところである。</p> <p>このような中、平成 28 年 11 月 22 日、本県に東日本大震災後初となる津波警報が発表された際、自動車避難による交通渋滞が大きな課題となったことから、沿岸部住民等が津波発生時に円</p>					

滑かつ迅速な避難を目的に本事業を実施するものである。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D20-2
事業名	都市防災総合推進事業（防災まちづくり計画策定支援）
交付団体	いわき市

基幹事業との関連性

防災まちづくり計画策定支援事業は、東日本大震災における被災状況や災害対応実態の分析を行い、災害対策の課題を整理するとともに、自然条件や社会条件の評価・検証、さらに今後起こりうる地震・津波その他災害等による被害状況を予測する災害アセスメント調査を実施し、災害に強いまちづくりを推進するため基礎資料を作成し、津波被害を受けた沿岸部においては、防災・減災対策を強化するための施設整備計画等を策定したものである。

具体的事業内容としては、次のとおり。

- ①防災アセスメント調査（沿岸部）
（震災被害・避難行動分析、地震・津波シミュレーション、被害想定（津波）、津波ハザードマップ作成）
- ②沿岸地区別防災・減災計画策定
（津波避難計画策定、防災・減災施設整備計画策定（津波誘導サイン、避難路等））
- ③防災アセスメント調査（内陸部）
（被害想定（断層・液状化・家屋・人的被害等）、避難所・緊急輸送ルート等の検討）

上記事業の成果を踏まえ、市地域防災計画を平成 26 年 3 月に大幅に改訂し、市地域防災計画「地震・津波災害対策編」の中で、新たに「津波警報発表時の避難」について規定し、その規定において「原則徒歩とすること」及び「徒歩避難困難地区や要配慮者については必要最小限の範囲内で自動車避難すること」とした。以降、津波発生時における住民の避難については、市地域防災計画「地震・津波災害対策編」に基づき、沿岸部住民に対し、原則徒歩の周知徹底を図るとともに、市総合防災訓練においても徒歩による避難訓練を継続して実施しているところである。

こうした中、平成 28 年 11 月 22 日の震災後初となる本県への津波警報発表に伴い、自動車避難による交通渋滞が発生したことが大きな課題となったことから、本市では平成 29 年 1 月 12 日に市防災会議の下部組織として国、県の関係機関を委員として「津波災害時における自動車避難検討部会」を設置し、自動車による避難の在り方について検討を行い、平成 29 年 8 月、「津波災害時における自動車による避難ガイドライン」を策定し、平成 29 年 9 月 1 日に実施した市総合防災訓練においても、当ガイドラインに基づく自動車による避難訓練を実施するとともに、現在、市民へ周知している。

なお、当ガイドラインの位置付けとしては、市地域防災計画「地震・津波災害対策編」に規定する内容をより具体的に実施するための市地域防災計画を補完する計画となる。

したがって、今回申請を予定している自動車運転手に視認できる避難誘導サインの整備については、当ガイドラインに位置付けた対策ではあるが、その上位計画として市地域防災計画があることから、市地域防災計画の大幅改定の際に活用した「防災まちづくり計画策定支援（都市防災総合推進事業）」の効果を促進するものとして実施するものである。